

(様式第1号)

審議会名：大阪府地方港湾審議会

(令和5年10月25日現在)

| 氏名 | フリガナ | 職名 | 選任理由 | 備考 |
|--------|------------|------------------------|--|--------|
| 井内 撰男 | イウチ セツオ | 大阪商工会議所 専務理事 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(関係経済団体)として選任。 | |
| 伊藤 卓郎 | イトウ タクロウ | 大阪海上保安監部長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(海上保安官署)の職員として選任。 | |
| 牛尾 治朗 | ウシオ ジロウ | 大阪府議会議員 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。 | |
| 大内 聡 | オオウチ サトシ | 大阪税関長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(税関)の職員として選任。 | |
| 岡 修 | オカ オサム | 大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(水産関係者)として選任。 | |
| 梯 浩之 | カケハシ ヒロユキ | 大阪船主会 副会長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(船会社)として選任。 | |
| 川岡 栄一 | カワオカ エイイチ | 大阪府議会議員 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。 | |
| 黒坂 則子 | クロサカ ノリコ | 同志社大学 教授 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。 | |
| 毛海 千佳子 | ケウミ チカコ | 近畿大学 准教授 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。 | |
| 見坂 茂範 | ケンザカ シゲノリ | 近畿地方整備局長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(地方整備局)の職員として選任。 | |
| 小嶋 敏弘 | コジマ トシヒロ | 大阪港湾労働組合協議会 議長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(関係労働団体)として選任。 | |
| 佐藤 宗昭 | サトウ ムネアキ | 全日本海員組合大阪支部 支部長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(関係労働団体)として選任。 | |
| 柴山 恒晴 | シバヤマ ツネハル | 大阪倉庫協会 会長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(倉庫業者)として選任。 | |
| 竹林 幹雄 | タケバヤシ ミキオ | 神戸大学大学院 教授 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。 | |
| 竹政 正一 | タケマサ ショウイチ | 岸和田海上保安署長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(海上保安官署)の職員として選任。 | |
| 永野 耕平 | ナガノ コウヘイ | 岸和田市長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第4号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、地元市町村を代表する関係市町長として選任。 | |
| 西 豊樹 | ニシ トヨキ | 大阪港運協会 会長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第2号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾関係者(港湾運送事業者)として選任。 | |
| 橋本 ゆうと | ハシモト ユウト | 大阪府議会議員 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。 | |
| 日笠 弥三郎 | ヒカサ ヤサブロウ | 近畿運輸局長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第5号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、関係行政機関(地方運輸局)の職員として選任。 | |
| 紅谷 昇平 | ベニヤ ショウヘイ | 兵庫県立大学大学院 准教授 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。 | |
| 前田 将臣 | マエダ ノブミ | 大阪府議会議員 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第3号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、議会からの推薦により選任。 | |
| 松尾 俊彦 | マツオ トシヒロ | 大阪商業大学 教授 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第1号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、港湾に関し広い知識又は経験を有する学識経験者として選任。 | |
| 南出 賢一 | ミナミデ ケンイチ | 泉大津市長 | 大阪府地方港湾審議会条例第3条第2項第4号に基づき、運輸省通達(昭和48年10月1日港管第2363号)を参考に、地元市町村を代表する関係市町長として選任。 | (五十音順) |